
KARL MAYER Holding SE & Co. KG

KARL MAYERグループのサプライヤーおよび下請業者向け行動規範 (取引先向け行動規範)

November 1, 2023



目次

I. 前文	3
II. 原則	3
1. 社会的責任	3
1.1. 児童労働への対応	3
1.2. 強制労働への対応	3
1.3. 正当な報酬	3
1.4. 適正な労働時間	3
1.5. 組合等結成の自由	3
1.6. 差別およびハラスメント	3
1.7. 健康確保、職場の安全	3
1.8. 強制立退きおよび土地収用	4
1.9. 地域社会および先住民族の保護	4
1.10.天然資源	4
1.11.治安部隊の導入における人権保護	4
2. 環境配慮の責任	4
2.1. 一般要求事項	4
2.2. 廃棄物および有害物質の取り扱い	4
3. 倫理的な事業活動	4
3.1. 汚職の防止	4
3.2. マネーロンダリング	4
3.3. 独占禁止法などの競争法	4
3.4. 機密保持およびデータ保護	5
3.5. 輸出入	5
3.6. 税務規制の遵守	5
4. ビジネスパートナーの実施、承認、同意	5
4.1. ビジネスパートナー行動規範の遵守	5
4.2. モニタリング	5
4.3. 内部通報制度	5

I. 前文¹

KARL MAYERグループに属するグループ会社（以下「KARL MAYERグループ」といいます。）は、従業員およびビジネスパートナーとの取引において、倫理的、社会的、環境的責任を果たす企業です。KARL MAYERグループが事業を展開している国に適用される法令および規定を遵守することは、自明のことです。

この行動規範は、KARL MAYERグループのサプライヤーおよび下請業者（以下「ビジネスパートナー」といいます。）に求められる一般的な要件を規定するものです。この行動規範は、特に人と環境に対する責任に言及し、KARL MAYERグループとの協力関係を成功させるために不可欠なものです。

KARL MAYERグループは、必要かつ適切であると思われる場合、この行動規範の要求事項を更新する権利を留保します。ビジネスパートナーには、この行動規範の最新版について自主的かつ定期的に情報を得る義務があります。

KARL MAYERグループは、この行動規範の要求事項の履行およびサプライチェーンに沿ったプロセスの改善について、開かれた対話の場を提供します。

II. 原則

この行動規範は、KARL MAYERグループのビジネスパートナーが、社会的、環境的、倫理的側面に関する責任を果たすための基本的な要求事項を示すことを目的としています。

KARL MAYERグループは、ビジネスパートナーが該当する管轄区域の法令を遵守することを求めます。

行動規範は、サプライチェーン・デューデリジェンス法 (LkSG) などの国内法および規定、ならびに以下の国際条約に基づいています：

- ・ 世界人権宣言
- ・ 国連人権規約
- ・ 国際労働機関 (ILO) の中核的労働基準

1. 社会的責任

KARL MAYERグループは、ビジネスパートナーに適用される労働法を遵守し、国際労働機関 (ILO) が推奨する雇用および労働条件を保証することを求めます。

1.1. 児童労働への対応

KARL MAYERグループのビジネスパートナーは、国連の人権および子どもの権利条約を遵守し、15歳未満の従業員を雇用しません。児童労働に関して国内規定がより厳しい基準を定めている場合、KARL MAYERグループのビジネスパートナーは、優先的にこれらを遵守しなければなりません。

1.2. 強制労働への対応

いかなる形態の強制労働および義務労働も容認されません。これは、KARL MAYERグループのビジネスパートナーが、強制残業、債務による束縛、強制囚人労働、奴隷、隷属など、処罰の脅威のもとで非自発的なものとして得られたいかなる強制労働も使用しないことを意味します。KARL MAYERグループのビジネスパートナーはまた、強制労働に対する行動を起こすことに取り組みます。

したがって、KARL MAYERグループは、ビジネスパートナーが自社の従業員に尊厳と敬意を持って接することを求めます。懲戒処分またはその他の処罰は、適用される国内外の規準および国際的に認められた人権に従ってのみ行われます。

1.3. 正当な報酬

KARL MAYERグループの各ビジネスパートナーは、その従業員に対し、少なくとも各地域の法律または該当する労働協約で定められた最低賃金に相当する適切な賃金を定期的に支払わなければなりません。労働時間に関して適用される各法的要件を遵守しなければなりません。法的に不当な賃金控除は認められません。

1.4. 適正な労働時間

ビジネスパートナーは、労働時間に関して適用される国内法および/または労働協約の規定を遵守しなければなりません。法律で定められた労働時間の上限を超えてはなりません。

1.5. 組合等結成の自由

現地の法律で認められている限りにおいて、KARL MAYERグループのすべてのビジネスパートナーは、従業員が労働組合を結成および従業員代表を選出し、これに加入する基本的な権利を認め、保証するものとします。労働組合の結成、加入、組合員であることが差別につながってはなりません。

1.6. 差別およびハラスメント

KARL MAYERグループのすべてのビジネスパートナーは、性別、国籍および民族的出自、社会的出身、肌の色、障害、健康状態、政治的信条、思想、宗教、年齢、妊娠または性的嗜好にかかわらず、平等な機会および平等な待遇を確保する必要があります。KARL MAYERグループのビジネスパートナーは、従業員が言葉、心理的、性的および/もしくは身体的な暴力、強要、または同様のハラスメントを受けることがないことを保証します。雇用主による脅迫は固く禁じられています。

1.7. 健康確保、職場の安全

KARL MAYERグループのすべてのビジネスパートナーは、適用される安全衛生規則を遵守しなければなりません。

弊社は、ビジネスパートナーが安全で健康的かつ衛生的な職場環境のために必要なあらゆる措置を講じることを求めます。これらの措置には、特に、危険物質を取り扱う際の保護措置、機械の労働安全装置、関連する従業員教育、労働時間および休憩時間に関する適切な労働安全組織が含まれます。

1 言語を簡略化し、読みやすくするために、人または人のグループに言及する場合は、各性別 (男性/女性/その他) の人を意味します。

国際的に認められた労働安全および社会基準を遵守しなければなりません (社交スペースおよび水 (飲料用) の提供など)。

1.8. 強制立退きおよび土地収用

ビジネスパートナーは、人の生活を確保するための土地、森林、水域の取得、開発、その他の利用において、不法な立退きおよび土地、森林、水域の違法な使用は行いません。

1.9. 地域社会および先住民族の保護

ビジネスパートナーは、土地所有権を責任を持って扱うこと、すなわち、地元住民および先住民族の法的小および慣習的な土地の権利を尊重し、土地を使用するためにこれらのグループから事前の十分な情報提供に基づいた自由な同意を得ることを約束します。

1.10. 天然資源

ビジネスパートナーの活動は、過度の有害な土壌劣化、水質汚染、大気汚染、有害な騒音発生、過剰な水の消費を引き起こしてはなりません。

- ・ 食品の保存および生産のための自然基盤に著しい影響を与えたり、
- ・ 安全な飲料水および衛生設備への人のアクセスを妨げたり、
- ・ 人の健康を害したりしてはなりません。

1.11. 治安部隊の導入における人権保護

ビジネスパートナーによる指導や管理が不十分なため、国際的に認められている人権に違反して治安部隊が導入されるリスクがある場合、ビジネスパートナーは、ビジネスプロジェクトを保護するために民間または公的治安部隊を雇用または導入することを控えます。

2. 環境配慮の責任

KARL MAYERグループは、環境に悪影響を与える要因を長期的に削減するよう努めます。そのために、管理システムおよびエネルギー関連のパフォーマンスを向上させ、あらゆる環境問題において持続可能な開発を推進することに取り組みます。環境保護およびエネルギーに関する法令を遵守し、エネルギー目標を達成するために、経済的、技術的、生態学的側面を考慮してエネルギーを節約します。環境リスク、排出物、廃棄物、古い材料は最小限に抑えます。KARL MAYERグループのビジネスパートナーにも、同様の目標と企業価値が求められます。

2.1. 一般要求事項

ビジネスパートナーは、その事業活動が地域社会、天然資源、環境に与える影響を最小限に抑えるための適切な措置を講じ、環境保護を促進するための措置を積極的に実施します。ビジネスパートナーは、適用される現地および国際的に認められた環境基準および法令を遵守し、必要なすべての環境許可および承認が実施され、有効で、最新であり、遵守されていることを確認する必要があります。ビジネスパートナーは、資源およびエネルギーの消費、温室効果ガスおよび大気汚染物質の排出、水の消費、土壌および水への排出による環境汚染を回避または継続的に削減する必要があります。

2.2. 廃棄物および有害物質の取り扱い

ビジネスパートナーは、廃棄物を特定し、取り扱い、削減し、責任を持って廃棄またはリサイクルするための体系的なアプローチに従わなければなりません。環境に放出されると危険をもたらす化学物質またはその他の物質は、これらの物質の取扱い、輸送、保管、使用、リサイクルまたは再利用、廃棄の際に、環境、従業員、第三者の安全を確保する方法で確認し、取り扱わなければなりません。1989年3月22日に採択されたバーゼル条約に基づく有害廃棄物の輸出および輸送の禁止を遵守しなければなりません。

環境有害物質または毒性物質は適切にラベルを付け、漏洩を防ぐ方法で保管、使用、廃棄する必要があります。水銀は、2013年10月10日に採択された水俣条約の禁止事項に従ってのみ使用できます。残留性有機汚染物質 (POP) の製造、使用、その取扱いおよび廃棄に関する2001年5月23日のストックホルム条約の要求事項は、随時改正され、遵守されなければなりません。

3. 倫理的な事業活動

3.1. 汚職の防止

KARL MAYERグループのビジネスパートナーは、いかなる形態の汚職も容認せず、国際的および該当する場合は各国の汚職防止法および基準を遵守する義務を負います。したがって、ビジネス上の利益を得る目的で、政府当局、ビジネスパートナー、その他の第三者に寄付をすることは禁止されています。原則として、そのような寄付をビジネスパートナーに要求したり、受領したりすることはできません。

ホスピタリティ (贈答や飲食、接待など) は、適切であるか、最小限であり、現地で一般的に受け入れられているビジネス慣行の表現と解釈されるものでなければなりません。

3.2. マネーロンダリング

KARL MAYERグループは、各適用法の枠内で事業を行い、違法な金銭的手段を使用しない信頼できるビジネスパートナーとのみ取引を行います。ビジネスパートナーは、マネーロンダリング、または違法もしくは違法な目的の資金調達を禁止するすべての法令を遵守し、信頼できるビジネスパートナー、すなわち合法的な資金源から合法的なビジネスを行うビジネスパートナーとのみ取引を行います。

3.3. 独占禁止法などの競争法

ビジネスパートナーには、国内外のすべての競争法および独占禁止法を遵守することが求められます。それぞれの事業環境においては、公正な競争が維持および促進されなければなりません。競争に悪影響を与える協定および慣行は避けるべきものです: KARL MAYERグループの各ビジネスパートナーは、反競争的な協定に参加せず、それぞれの適用される競争規則に違反して、既存の市場での支配的な地位を利用または悪用しない義務を負います。

3.4. 機密保持およびデータ保護

ビジネスパートナーは、適用されるデータ保護規則を遵守する必要があります。ビジネスパートナーは、合法的な方法でのみ個人データを処理することができ、該当者の権利を保護する必要があります。適切かつ合法的なデータ保護を確保するには、適切な技術的および組織的措置を講じなければなりません。

3.5. 輸出入

KARL MAYERグループのビジネスパートナーは、関連する輸出入管理法、特に制裁および禁輸を遵守する義務を負います。商品の輸出入に際しては、適用される関税法および規制を遵守します。

3.6. 税務規制の遵守

すべての税務上の権利および義務を遵守することは、KARL MAYERグループにとって自明のことであり、ビジネスパートナーにも求められます。これには、課税の適時納付、および納税義務を適時に履行するための関連部署の従業員に対する定期的な研修が含まれます。

4. ビジネスパートナーの実施、承認、同意

KARL MAYERグループは、ビジネスパートナーがサプライチェーンにおけるリスクを特定し、適切な措置を講じることを求めます。違反が疑われる場合、およびリスクが増大したサプライチェーンを保護するために、ビジネスパートナーは、特定された違反およびリスク、ならびに講じられた措置について、速やかに書面で、また必要に応じて定期的にKARL MAYERに報告します。

4.1. ビジネスパートナー行動規範の遵守

ビジネスパートナーには、この行動規範の原則に従い、それをサプライチェーンに伝え、これらの原則が確実に遵守されるよう合理的な努力をすることが求められます。この行動規範の要求事項を遵守しないビジネスパートナーは、KARL MAYERグループと是正措置について率直に話し合う必要があります。ビジネスパートナーが是正措置を実施する意思がない、または実施できない場合、KARL MAYERグループは、当該ビジネスパートナーとの取引関係および関連する契約を解除する権利を有します。ビジネスパートナーが、KARL MAYERとの契約関係から、この請負業者向け行動規範よりも具体的な規定を含む要件の対象となる場合は、契約上の規定が優先されます。

4.2. モニタリング

KARL MAYERグループは、KARL MAYERグループ自体、独立した第三者による監査、または公的証明書の閲覧により、上記の要件が遵守されていることを確認する権利を有します。

4.3. 内部通報制度

KARL MAYER自身の事業活動だけでなく、サプライヤーの事業活動における人権および環境リスクまたは違反に関する情報は、以下のチャンネルを通じて報告することができます：

- ・ カールマイヤー社の最高コンプライアンス責任者：アンジェラ・ヴァイランド (Angela Weiland)、
連絡先: Compliance@karlmayer.com
- ・ カールマイヤー各社のオンブズパーソン：住所: Bakertilly, Nymphenburger Straße 3b, 80335 München.
オフィスアワー 月曜～金曜 午前8時～午後6時、
連絡先: +49 89 55066-554 / Ombudsperson.karlmayer@bakertilly.de
- ・ カールマイヤー各社のクレーム処理システム：
<http://whistle-blowing-system.karlmayergroup.com>

これらのチャンネルに加えて、従業員は各地域の人権コーディネーターまたは世界中のKARL MAYERの人権担当者に自由に連絡することができます。

苦情申立手続は、公平、独立、機密保持を保証します。

弊社の苦情申立手続に関する手順は、弊社ウェブサイト上で公開されており、弊社グループのすべての会社にも提示されています。

苦情申立手続は毎年評価され、有効性がチェックされます。